

平成30年4月27日

保護者各位

福島県立小名浜高等学校長

北朝鮮による弾道ミサイル発射時の対応について

北朝鮮による弾道ミサイル発射時については下記の通り対応しますので、ご家庭においてご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 生徒が登校する前や帰宅後、休日の場合

(1) 破壊措置が実施された場合又は弾道ミサイルが日本の領域内に着弾した場合

当該日以降の授業日を臨時休業とします。授業の再開時期については学校から連絡します。この間、生徒は自宅で屋内待機となります。

(2) 破壊措置が実施されず、日本の領域内に弾道ミサイルが着弾しなかった場合

ア 福島県に弾道ミサイルに係る落下物がなかった場合

通常通り授業を行います。なお、公共交通機関等の遅延がある場合には、交通手段が確保されてからの登校となります。

イ 福島県に弾道ミサイルに係る落下物があった場合

安全が確認された場合、上記アと同様の対応とします。なお、安全が確認されない場合、学校の判断により臨時休業措置とする場合もあります。

2 生徒が登下校時の場合

(1) 破壊措置が実施された場合又は弾道ミサイルが日本の領域内に着弾した場合

生徒は近くの建物等に避難し、避難先から電話、メール等で保護者及び学校に避難先の場所等を連絡してください。当該日以降の授業日を臨時休業とし、その後の対応については上記1(1)と同様とします。

(2) 破壊措置が実施されず、日本の領域内に弾道ミサイルが着弾しなかった場合

ア 福島県に弾道ミサイルに係る落下物がなかった場合

引き続き登下校してください。

イ 福島県に弾道ミサイルに係る落下物があった場合

安全が確認された場合、引き続き登下校してください。なお、安全が確認されない場合は、学校の判断により臨時休業措置とする場合もあります。

3 生徒が在校時の場合

(1) 破壊措置が実施された場合又は弾道ミサイルが日本の領域内に着弾した場合

授業等を打ち切ります。また、生徒の安否を確認の上、保護者に対し、生徒の引き渡し等について連絡します。当該日以降の授業日を臨時休業とし、その後の対応については上記1(1)と同様とします。

(2) 破壊措置が実施されず、日本の領域内に弾道ミサイルが着弾しなかった場合

ア 福島県に弾道ミサイルに係る落下物がなかった場合

授業等を再開します。

イ 福島県に弾道ミサイルに係る落下物があった場合

安全が確認された場合、授業等を再開します。なお、安全が確認されない場合は、学校の判断により臨時休業措置とする場合もあります。

4 対応についての連絡

上記対応については、本校ホームページへの掲載、携帯一斉メール送信等でご連絡いたします。

5 弾道ミサイル発射時の行動について

(1) 屋外にいる場合 →できるだけ頑丈な建物や地下に避難する

(2) 近くに建物がない場合 →物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る

(3) 屋内にいる場合 →できるだけ窓から離れるか窓のない部屋に移動する

(問い合わせ 教頭 電話0246-53-3465)